

新型コロナウイルス感染症に関する花巻市の対応について

《新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大対策について》

◆新型コロナウイルスワクチン接種について

(新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室：24-2111内線393)

市では、2月1日に「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室」を設置し、迅速なワクチン接種体制の構築を進めています。

《ワクチン接種の概要》

【優先順位】 医療従事者＞高齢者＞基礎疾患のある方・高齢者施設等の従事者＞それ以外の方

【実施主体】 市町村（ただし、医療従事者への接種は都道府県が調整・通知を行う）

※接種体制構築に係る費用は「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金」、接種費用は「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金」により国が全額負担。なお、移動体制確保費用についても「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金」の交付対象となります。

【接種時期】 医療従事者：一部医療機関で2月中旬に接種開始し、一般の医療従事者への接種は3月から実施
高齢者：4月以降（ファイザー社製ワクチンでの接種）

【相談体制】 コールセンターを設置し、ワクチン接種の予約、接種に関する相談体制を確保

《花巻市の対応》

国からのワクチン供給が予定通り行われることを前提に、下記のとおり集団接種を行う予定です。
ワクチンの供給状況により接種時期などを変更する場合があります。

【接種対象】 高齢者（国が定める基準日令和3年1月1日時点において、令和3年度中に65歳以上に達する34,009人が対象）

【接種時期】 令和3年4月から対象者に1回目の接種を実施予定
・3月下旬までに高齢者向けのワクチン接種の通知を行う予定
・接種は各自2回（ファイザー社製ワクチンは2回目の接種を最初の接種から21日空ける必要があります）

【接種会場】 花巻地域：花巻市総合体育館、花巻市文化会館
大迫地域：大迫交流活性化センター
石鳥谷地域：石鳥谷生涯学習会館
東和地域：東和コミュニティセンター 等を調整中

【来場手段】 ・ご本人で来場（自家用車、徒歩、路線バス・タクシー等）
・移動手段の確保が困難な方は市が用意するバス等で来場

【接種までの流れ】

STEP 1：対象となる高齢者全員へワクチン接種券（クーポン券）を一斉送付（3月下旬）
※クーポン券には個別コードを記載し、ワクチン接種の記録管理を行う

STEP 2：ワクチン接種通知は、接種会場ごとに発送時期を分けて対象者へ送付（3月下旬以降順次）
※通知には接種実施期間、接種会場、コールセンター等への予約方法を記載

STEP 3：ご自身の都合にあった接種日時、来場方法をコールセンター等に予約
※予約方法（接種日時、市が用意するバス等の予約）に関する詳細は現在調整中（コールセンターのほか、専用ウェブサイトやラインアプリを使っでの予約を検討）
※不安な方は接種前にかかりつけ医に接種の可否を相談・確認

STEP 4：接種会場にクーポン券・本人を確認できる書類（運転免許証等）などを持参し、接種を受ける

STEP 5：接種を受けてからの体調の変化に留意し、必要に応じてかかりつけ医等の診断を受ける

なお、老人ホーム等に入所している高齢者の方については、各施設においての接種または市の接種会場での接種を、施設毎に判断いただくことで検討中です。

〈その他〉

▶コールセンターの設置について

コールセンター設置日時：令和３年３月中旬設置で調整中

午前８時３０分から午後５時１５分まで予約・相談受付

※５月末までは土日祝日も開所予定

なお、コールセンターの電話番号は決まり次第、広報、市ホームページ、ＳＮＳ等でお知らせします。

▶高齢者以外の方のワクチン接種体制

・現在、検討中。国からの通知等に基づき検討を進めます。

◆飲食店・自動車運転代行業への経営支援金の拡充について（商工労政課：４１－３５３４）

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、経営に支障が生じている市内飲食店及び自動車運転代行業を支援するため、花巻商工会議所において経営支援金を給付していますが、緊急事態宣言の延長の影響等により、更なる支援が必要であることから、経営支援金を２０万円拡充いたします。

- 【対 象】 花巻市内で飲食店（持ち帰り・配達飲食サービス含む）又は自動車運転代行業を営む市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者
- 【要 件】 令和２年１１月から令和３年１月までの間のいずれか１か月の売上が前年同月と比較して３０％以上減少
- 【支援金額】 飲食店：市内１店舗につき**５０万円**（拡充前３０万円）
自動車運転代行業：市内１事業者につき**５０万円**（拡充前３０万円）
- 【申請方法】 花巻商工会議所本所又は各支所にて、郵送又は予約制による申請受付
既に３０万円の交付を受けている事業者の方は３月５日（金）まで（郵送で案内済み）
新規の方は２月２６日（金）まで
- 【実績】 飲食店 申請受付件数：３０５店舗（うち、**247**店舗に対し**7,410**万円支給済み）
代行業 申請受付件数：１０事業者（うち、**9**事業者に対し**270**万円支給済み）いずれも**2/17**時点
- 【その他】 国・県において飲食店・自動車運転代行業以外の事業者への支援策が策定された場合には、市でも上乗せ補助を行うことも含めて検討する予定

◆花巻市温泉宿泊施設等利用促進事業の期間延長等について（観光課：４１－３５４２）

花巻市では、市内温泉宿泊施設等を支援するため、令和２年６月から令和３年２月まで継続して温泉宿泊施設等利用促進事業を行っていますが、宿泊助成の助成額を２月２０日から最大４千円に拡充し、事業期間を３月３１日まで延長しました。

- 【対 象】 花巻市民及び岩手県民、県民のグループ又は県内事業所に勤務する方
団体利用の際は、８人程度までを目安

- 【助成期間】 令和３年３月３１日（水）まで

【助成額等】

①日帰り入浴（１食付）助成：従前の通り

- ・温泉宿泊施設等の２,０００円以上のプラン（入湯税は含まない）について、利用者一人当たり**１,０００円**を助成

②宿泊助成：２月２０日利用分から下記のとおり拡充、２月１９日までの利用分は一律２,０００円助成

- ・温泉宿泊施設等利用者一人当たり最大４,０００円助成
 - ４,０００円以上６,０００円未満のプラン（入湯税は含まない）については２,０００円を助成
 - ６,０００円以上８,０００円未満のプラン（入湯税は含まない）については３,０００円を助成
 - ８,０００円以上のプラン（入湯税は含まない）については４,０００円を助成

▶事業の中止・停止に伴うキャンセル料の徴収について

県内で新型コロナウイルスの感染が拡大した場合には、既に予約済の分も含めて本事業による助成を中止または停止する場合があります。これにより予約者からキャンセルの申し出があった場合、宿泊事業者等はキャンセル料を徴収せずキャンセルを認めることとし、そのことに同意する宿泊事業者等のみ本事業の対象となります。

▶岩手県が行う「岩手（じもと）に泊まるなら地元割クーポン」（３,０００円分の割引クーポン）と併用が可能。なお、地元割クーポンの利用は、このクーポンを利用した割引適用後、消費税を除いて１,０００円以上の自己負担が発生する場合のみに限る。

※「岩手（じもと）に泊まるなら地元割クーポン」の申込受付は既に終了しています。

また、利用期限は、令和３年３月７日（日）までとなっております。

◆貸切バス事業者、公共交通事業者に対する追加支援について

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が生じている貸切バス事業者、公共交通事業者に対し貸切バス事業者事業持続支援金及び公共交通事業者緊急対策支援金を創設し、支援を行っていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が収束せず、長期間にわたり深刻な影響を受けていることから、追加支援を行います。

▶貸切バス事業者事業持続支援金（観光課：4 1－3 5 4 1）

【対 象】 市内に本社がある事業者であって、市内営業所に東北運輸局岩手運輸支局に貸切バス登録している車両を有する事業者

【支援金額】 貸切バス車両1台当たり 20万円

【申請期限】 令和3年3月17日（水）
道路運送法第4条の許可を受けたことを証する書類等を添付して、観光課に郵送又は持参して申請

▶公共交通事業者緊急対策支援金（都市政策課：4 1－3 5 5 4）

【対 象】 市内に本社又は営業所を有する乗合バス事業者・タクシー事業者

【支援金額】 乗合バス事業者：乗合バス車両1台につき20万円
タクシー事業者：タクシー車両1台につき10万円

【申請期限】 令和3年3月17日（水）
道路運送法第4条の許可を受けたことを証する書類等を添付して、都市政策課に郵送又は持参して申請

◆花巻市ひとり親世帯臨時特別支援給付金について（地域福祉課：4 1－3 5 7 5）

国では、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給しました。このうち、基本給付については既に2回支給されていますが、追加給付については1度のみの支給となっていることから、長期にわたり影響を受けているひとり親世帯を支援するため、市独自に国が行った追加給付分相当額を支給します。

【対 象】 国が実施している「ひとり親世帯臨時特別給付金」の対象世帯のうち、家計が急変し収入が減少したとの申し出を行い、国から5万円の追加給付を受けた世帯

【支給金額】 1世帯当たり5万円

【申 請 等】 ○国の制度における追加給付を受けた方に支給しますので、申請の必要はありません。
○①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方と、②公的年金等を受給しており令和2年6月分の児童手当が全額支給停止されている方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少した方で、国の制度における追加給付の申請をしていない方は、地域福祉課又は各総合支所市民サービス課に2月26日（金）までに申請をお願いします。

※申請書様式は地域福祉課に備え付けているほか市ホームページに掲載しています。

添付する書類は、申請する方によって異なりますので申請前に地域福祉課にお問い合わせください。

◆はなまき暮らしの継続応援支援金の拡充について（地域福祉課：内線4 6 7）

都道府県社会福祉協議会が行っている「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けた方の更なる生活の安定を支援するため、支援金額を拡充して交付します。

【対 象】 社会福祉協議会が行う「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けた世帯で次の全てを満たす方

①貸付決定から本補助金交付申請時点まで、花巻市に住民登録のある方

②令和2年4月以降の月の収入（休業補償等を含む）のうち、前年同月比で20%以上減少した月がひと月以上ある方

【支援金額】 貸付利用総額の**40%**（従前の20%から拡充）

【受付期間】 令和3年3月31日（水）まで

【申 請 等】 既に従前の貸付利用総額の20%で交付済みの方も、再申請することで20%（拡充分）の給付を受けることができます。地域福祉課より交付済みの方へ通知等を送付しますので、地域福祉課へ郵送又は持参で提出ください。

【実績】	▶従前の支援金交付決定状況（2月18日時点）			
	申請件数	136件		
	交付決定済み件数	136件	（交付決定額	685万円）
	▶特例貸付利用実績（2月18日時点）			
	緊急小口資金	262件	（貸付利用額	4,022万円）
	総合支援資金	44件	（貸付利用額	1,670万円）